

## 学校のあゆみ

- 1947.5.5 大磯中学校創立、開校式及び入校式挙行
- 1948.5.11 大磯中学校 PTA 発足
- 1948. 12. 4 4 講堂工事竣工 (焼失)
- 1949.4.16 1 号館竣工(現在なし)
- 1950.4.13 大磯中学校生徒会発足
- 1951. 3.31 1、2 号館竣工(現在なし)
- 1951.10.22 初めて自校校庭にて秋季大運動会
- 1952.2.22 理科教室竣工(現在なし)
- 1952. 5.8 工業教室竣工
- 1955.3.25 本館竣工(木造 3 号館)
- 1957.10.9 創立 10 周年記念式典挙行 (校歌の制定、校門、温室の新設)
- 1960.3.3 新館第 1 期工事竣工(鉄筋 1 号館)
- 1962.1.20 創立 15 周年記念式典挙行 (校旗の制定)
- 1964. 12.15 東門及び校舎東側柵竣工
- 1965.3.31 新館第 2 期工事竣工(鉄筋 2 号館)
- 1966.2.28 新館第 3 期工事竣工 (体育館)
- 1977.10.15 創立 30 周年記念式典挙行
- 1983.8.19 三号館落成
- 1993.1.8 服装の自由化実施
- 1995. 4.27 全国「みどりの愛護」のつどい功労者建設大臣表彰を受ける。
- 1997.10.25 創立 50 周年記念式典挙行
- 1998. 12. 7 PTA 創立 50 周年記念式典及び講演会
- 2006. 1.25 1・2 号館耐震改修工事完了
- 2008.1.8 創立 60 周年記念式典挙行
- 2011.8.1 道路ふれあい月間国土交通大臣表彰
- 2017.5.5 創立 70 周年記念
- 2018.11.21 1 第 40 回全国小・中学校 PTA 広報誌コンクール 「文部科学大臣賞」(日本一)を受賞

## 磯中生の一日

8:30 までに登校

- 「自由な服装」で登校します。その日の授業・行事・気候等を考えて。  
(「登校靴の自由化」88年10月～「通学カバンの自由化」89年11月～「名札の廃止」91年3月～「制服の自由化」93年1月～)

朝の会 (8:35～8:45)

8:50 から授業開始

- チャイムが鳴りません。  
(「ノーチャイムの実施」89年4月～)
- 教室の時計や自分の時計を見て行動します。  
(「時計持参の自由化」93年7月～)

12:40 から昼食

- 昼食をクラスで食べます。

13:30 から授業再開

- 午後も通常2校時の授業があります。  
午後の授業が終わったら、清掃を行います。

放課後

- 生徒会の委員会活動や部活動があります。

## 諸届願

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合には、この手帳の届欄に事由を記入、保護者が記入捺印のうえ、担任に届ける。(欠席・遅刻の場合には電話で必ず担任に連絡する)
- (2) 授業時間以外の教室使用は、先生の許可を得てから使用する。
- (3) 休日に校舎及び運動場使用の際は、顧問の先生又は担任の先生に届け出て学校長の許可を得てからにする。
- (4) 片道 100km を超える旅行には、学割証を使用できる。
- (5) 上記(4)の学割証および通学証明書、在学証明書などが必要な場合は、「証明書類交付申請書」用紙に保護者が記入捺印の上、担任の先生を通じて係に願い出る。
- (6) 学校管理下における災害については、届出により、独立行政法人日本スポーツ振興センターより見舞金の給付が受けられるので、担任の先生に申し出ること。

## <前文>

この生徒心得は、私達生徒の手によって1989年3月8日に作られました。以前より項目が大変少なくなってきましたが、それは、私達生徒の自覚によって補っていかうということです。私達生徒の手で、よりよい学校を作っていきましょう。

また、問題点があれば、見直し改正していきましょう。

## 生徒心得

互いに相手のことを思いやって生活する

学級の自治につとめる

●時間は有意義に使う

●環境美化につとめる

●公共物を大切にす

●学校行事には進んで参加する。

●校外でも大磯中の生徒であるという自覚を持ち行動する

## 生徒心得改正の歩み

### <前文>

1992年12月4日に臨時生徒総会が開かれ「服装の自由化(制服の自由化)」が決定されました。

それまでの7年間にわたる話し合いなどの活動が実をむすんだのです。これは私達生徒の力だけではなく、保護者の方や先生方の協力もあつてのことです。

これからも自覚をもって自主的な行動をしていきましょう。

私達の力でよりすばらしい大磯中学校をつくっていきましょう。

	改正事項	改正理由
86年6月	学校水泳水着の自由化	●年三回の学校水泳のために指定のスクール水着を買わなくてはならず、また体に密着するスクール水着ではなくトランクスタイプの水着の許可を男子生徒が望んでいたことから。
87年3月	生徒会規約の改正・ 『生徒心得は生徒会によって改正することができる。』	●この規約改正により、生徒が主体となつての生徒心得の改正が行われることとなった。
88年5月	生徒心得審議会結成	●本格的に生徒心得の改正に取り組むため、各クラスから一名ずつ選出され、結成された。
88年10月	登校ぐつを「運動ぐつタイプ」であればよいとした	●指定の白の登校ぐつと体育のための運動ぐつの両方を用意しなければならなかった。その日の授業や行事に合わせて選択できるように。
89年3月	約80項目あつた校内生活、校外生活に関する生徒心得の規定を、自分たちの共通意識として実行する必要最低限の7項目とした  ・白のワイシャツ、ブラウスを開襟シャツ・ボタンダウンでもよいとした  ・頭髪の規定の緩和~細かい規定を	●「教室の戸は、静かにあけたてする」といった常識的な事まで細かく規定されていた。私達が自ら考え、自覚を持って行動していくという考えのもと大幅に削減した。 生徒会は「服装・頭髪等に関する規定」の検討にも取り組み、以前の細かい規定を左のように緩やかなものにした。規定の幅が広がるなか

	「前髪が目にかからない」とした靴下の規定を緩和 ・クシ、鏡を持ってこないという規定をなくしたピン、ゴムの規定を緩和・男子のズボンの規定を緩和～「極端に太かったり細かったりしないもの」とした等	で、私達自身が服装・頭髪を考え、実行していくため。
(生徒心得審議会は 3 月をもって解散し、心得の改正活動は学校議会を中心として受け継がれた)		
89 年 4 月	(ノーチャイムが実施される)	●(教師側の発案・生徒が時計を見て自主的に行動できるように、騒音公害防止のために)
11 月	通学カバンの自由化	●その日の天候・授業・行事などに合わせて選択できるように。また家にあるカバンが使えるように。手に持つ指定カバンから、背負うカバン等に変更雨天時等に便利になった。
12 月	「昼食時の飲み物についての約束」の改正「三学期には、お茶類と白い牛乳を持ってこられる」とした	●三学期には牛乳給食がなく、昼食時に飲み物がなかったことから。この改正は 90 年 12 月 91 年 7 月にも行われ、現在は持ってこられる機会と種類の幅がさらに広がった。
90 年 4 月	(男女混合名簿が実施される)	●(教師側の発案・男女平等の意識を育てるために。男女の別で見るのではなく、一人ひとりを個人として考えていくため。)
	・登下校は制服, ジャージのどちらでもよいとした・制服を必ず着用するのは入学式、卒業式のみとした ・靴下の自由化・白いポロシャツでもよいとした・ブラウスは刺繍や飾りのないものを着るという規定をなくした・登校ぐつ自由化 ・頭髪は前髪が目にかからないようにという規定をなくした・ピン、ゴ	●生徒一人ひとりの個性をより尊重したい。自由化が進むなかで、より自立した人間として成長してほしい」という願いのもと、先生方から生徒会に提案された 『「服装・頭髪」等についての選択の幅が広がり「自己決定」の機会が増えることで、生徒自身が自主性を高めていけるように。また生徒側

	<p>ムの自由化・前髪は長い場合はピン等でとめる、肩にかかる場合は束ねるという規定をなくした・校章、名札の台布の色の自由化・セーター、トレーナー着用の自由化・校外では名札をつけなくてもよいとした・スカートや制服に飾りをつけないという規定をなくした・男子のベルトの色の規定をなくした等</p>	<p>からの改正だけではなく、教師側からも「大磯中学校をより良くしていこう」という姿勢を示し、生徒と教師が共に考え行動していくことが学校生活をより良くしていくものであることを、生徒に訴えよう。私たち教師も生徒の立場に立って、生徒心得の改正に積極的に取り組もう。』と先生方は考えられたのである。</p>
91年1月	防寒着着用の自由化	<p>●女子はスクールコート、男子は制服だけで何も着ないで登校していた。この改正の後ジャンパーやオーバーコートなどを着て登校できるようになった。家にある防寒着も着られるように。</p>
3月	名札の廃止	<p>●「生徒の人権を考え、私たち教師が名前を覚える努力をしていこう。生徒が望んでいない名札の着用を教師側の都合だけで強要するのはやめよう。」と先生方から生徒会に提案された。</p>
4月	修学旅行時の服装~上着の自由化	<p>●京都・奈良の気候に合わせ、行動しやすい服装を自分たちで考え決めたいということから。92年6月には完全自由化（自主選択）となった。</p>
7月	Tシャツ着用の自由化	<p>●夏期の部活動や運動会の練習には多くの着替えが必要であった。規定の体操着だけでは足りなかったし、衛生面も考えて自由化となった。</p>
91年11月	「制服について」の話し合いが始まる	<p>●様々な改正・自由化が進むなかで、「自覚を持って行動し自立をめざそう」「自分で考えて決めよう」という意識が高まった面も</p>
12月	・全校生徒に「制服についてのアンケート」を実施	

92年4月	・PTA に制服検討委員会が設置される	あり、服装についても「T・P・O を考え、自分で判断して着るものである」という考えが定着していった。こうして「制服」そのものについて考えるようになり、生徒会も先生方も「制服の自由化」を目指すようになったのである。 「制服の自由化（服装の「自由化）」というのは、年間を通して自由な服装で登校するということであり、その日の気候や授業・行事等により、私達自身が考え判断して着用することである。
5月	・生徒総会において「大磯中学生徒会は『制服の自由化』をめざす」を決議	
6月	・(P) 検討委、全保護者に「制服の自由化についてのアンケート」を実施	
7月	・(P) 検討委、磯小6年生の保護者に「制服の自由化についてのアンケート」を実施 ・(P) 検討委、横浜市立青葉台中学校を訪問 ・生徒総会において「私服登校の試行を、9月1日より一ヵ月間実施する」と決定	
	改正事項	
9月	・私服登校の試行が行われる(~30日) ・生徒会本部、全校生徒に「私服登校についてのアンケート」を実施 ・(P) 検討委、藤沢市立大清水中学校を訪問 ・学校議会において「私服登校試行の結果をふまえ、『制服の自由化』に継続して取り組んでいく」ことを決議 ・(P) 検討委、「制服についての討論会」を開催	
10月	(P) 検討委、全保護者に「私服登校についてのアンケート」を実施	
11月	(P) 検討委、「制服についての説明会」を開催 ・(P) 検討委、「制服についての討論会」を開催 ・(P) 検討委、全保護者に「制服の自由化についての最終アンケート」を実施	
12月	・生徒総会において「三学期より『制服の自由化』を実施する」を決定	
93年1月	・「制服の自由化（服装の自由化）」を実施	

	改正事項	改正理由
7月	時計持参の自由化	●ノーチャイムの磯中であるが、時計の見えない場所があるため。また、時計があっても視力の弱い人は見えにくいなど、自分の時計を必要とする人がいることから。必要とする人・困っている人のことを考えようということから自由化となった。
12月	<p>・「飲み物について」の改正 その1…水筒に入れて飲み物を持ってこられる（中身は制限しない・牛乳給食のある日でもよい 昼食時、休み時間、放課後に飲む）</p> <p>その2…午前中授業の日の放課後、休日にはパック入りの飲み物を買うことができる</p>	<p>●季節によっては多くの飲み物が必要であり、中身を制限せず、飲むことのできる機会を増やすことが、自分の健康を自ら考え維持することにつながると考えた。また、このことにより学校生活がより過ごしやすくなるため。この改正は94年の7月・12月にも行われ、さらにその種類と機会が広がった。</p>
94年7月	<p>・「雨の日の部活動」の約束の改正 (室内トレーニング等をして、廊下は走らない)</p>	●雨の日の部活動で廊下を走っていることについて投書があったことから。廊下を走ることは危険であるし、通行のさまたげにもなるため。しかし、雨の日に外の部活は練習ができなくなることから、室内トレーニングはすることとなった。
94年7月	<p>「飲み物について」の改正その3 …午前中授業の日の放課後、休日には缶入りパック入りの飲み物を買うことができる</p>	●缶入りの飲み物は種類も多く、量もパック入りに比べて適量である点などから改正された。缶は本部役員が製作・設置した専用ごみ箱に、アルミとスチールに分別して捨てることとなった。
12月	<p>「飲み物について」の改正その4…三学期の昼食時には、缶入りパック入りの飲み物を買うことができる。</p>	●牛乳給食のない三学期の昼食時に温かい飲み物が飲めるように。水筒に入れて持ってこられるだけでなく、買うことができるようになった。

96年7月	「飲み物について」の改正5.牛乳給食のない日の昼食時には、缶入り・パック入りの飲み物を買うことができる。	●牛乳給食のない時にこそ、飲み物は必要であるので。この改正により学期に関わりなく、牛乳給食のない日の昼食時には飲み物が買えるようになった。
97年7月	「飲み物について」の改正その6…牛乳給食のない日の昼食時・午前中授業の日の放課後・休日には、ペットボトル入りの飲み物を買うことができる。	●ペットボトル入りの飲み物は、適量であり割安でもあるし、キャップをして保存しておくこともできる等の利点があることから改正された。
99年7月	「飲み物について」の改正その7…昼食時には飲み物を買うことができる。 (缶、パック、 ペットボトル)	●学校議会で決まった約束 ○牛乳は残さず飲む。 ○ゴミはきちんと決められた場所に捨てる。 ○できるだけ水筒を持ってくるようにする。 ○ゴミ箱をクラスに設置する。 以上のことを守って牛乳給食の日でも昼食時に飲み物を買えるようになった。
01年4月	「カードゲームについて」話し合いを始める	●時間は昼休みのみ
01年12月	「昼休みに限り一組あれば、みんなでできるトランプ・ウノなどのカードゲームをすることができる」とした。	カードの種類（トレーディングカードは含まない） ●賭け事などトラブルがあった場合はすぐに議題にして、考え直すことも確認された。
17年2月～	同時に、約束事も確認された。 「持ってくる生徒は自己責任のもとに、しっかりと管理し、不可能ならば持ってこない」 「飲み物についての改正」その1～その7について現在の状況にあうように見直し検討中	

## 生徒心得 「飲み物についての改正」に関する整理

(2017年3月の生徒総会で確認)

《現在の学校をとりまく社会的状況からみた整理と確認》

○1993年12月の「改正その2」

○1994年7月の「改正その3」 12月の「改正その4」

○1996年7月の「改正その5」

○1997年7月の「改正その6」

○1999年7月の「改正その7」について

→現在は登校後~下校するまでの間は「外出できない」ことになっているのであてはまりません。

(2001年に大阪の小学校で不審者が学校に侵入し、8人の児童が殺害され、13人の児童が負傷するという事件がおきた。この事件により全国の学校では登校後~下校時間まで校門を閉めることとなった。また登校後~下校するまでの間は外出できないこととなった。)

また、「改正その4」の牛乳給食のない三学期の昼食時というのも、今は三学期も牛乳があるのであてはまりません。

◆現在の状況にあてはまるものは「改正その1」の内容

→「改正その2~7」の内容は〈あてはまらない〉ものとなります。

◇また「現在は登校後に外出して買うことはできない」が改正の中の「飲み物を飲むことができる」という部分は残ると考えられます。

→だとすると「校内で飲むために)登校前に買ってくることはできる」と考えられます。

### 改正その1

◇水筒に入れて飲み物を持ってこられる(中身は制限しない・牛乳給食のある日でもよい・昼食時、休み時間、放課後に飲む)

◇(登校後外出して買うことはできないが)「登校前に買ってくることはできる」

…ペットボトル入り・パック入り・カン入りの飲み物

※現在は専用のゴミ箱を設置していないので「容器を持ち帰ることが必要」です

○2017年3月の生徒総会では、あてはまらなくなった「改正その2~7」を生徒手帳から削除するのではなく「磯中生徒会の取り組みの歴史」として残すということになりました。

「中身を制限しない」というのは、改正の理由にある自分の健康を自ら考え維持するというためにです。他から制限されるのではなく自分の健康面を考えて自分で飲み物を選ぶ」という、服装が自由であることと同じ考え方に基づいています。

磯中で言う「自由」とは、「自分で考え正しく判断して~を行う(他から制限されないが自分で善悪等を判断して~を行う)」ということです。

# 生徒会規約

## 第1章 名称と目的

第1条 本会は、大磯中学校生徒会という。

第2条 本会は、会員がお互いに親しみあい、学校教育の一環に参加し、楽しく学び、よい学園を築くことを目的とする。

## 第2章 会員

第3条 本会は、大磯中学校に在学する生徒のすべてをもって会員とする。

第4条 会員は、本会において決定されたことに、従わなければならない。

第5条 本会は、先生方を顧問としてその運営をはかる。

## 第3章 役員

第6条 本会は、本部に次の役員をおき、任期はそれぞれ1年とする。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名 (3年1名 2年1名)
- ・書記 3年1~2名 2年1名
- ・会計 3年1~2名 2年1名
- ・議長 3年1~2名

第7条 本部役員の任務は、次の通りである。

1. 会長は、本会運営の責任者である。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代行をする。
3. 書記は、議事録に議事を記入し、決議事項及び会議の内容を、会員に報告する。
4. 会計は、会費の整理をし、会費運営の中心となる。
5. 議長は、学校議会や生徒総会において議事の司会進行を行う。

第8条 本部役員は、生徒会選挙管理委員会規定によって選出する。

## 第4章 組織

第9条 本会に次の各会及び役員をおき、その構成と仕事は次の通りである。

1. 生徒総会は、全会員によって構成され、本会全般の問題について審議する最高機関である。
2. 学校議会は本部役員、各専門委員長及び学級委員長、副委員長で構成され本会全般の問題について審議し、総会につぐ議決機関である。
3. 学級会は、学級委員長が中心となつていろいろな問題について討議する。
4. 専門委員会は、各学級から選ばれた委員をもって構成し、それぞれの活動を担当する。

- イ. 図書委員会
- ロ. 視聴覚委員会
- ハ. 生活委員会
- ホ. 保健委員会
- ニ. 環境整備委員会
- ヘ. 情報委員会
- ト. ボランティア委員会

- 5. 部活動委員会は、各部の部長をもって構成し、部活動の運営を行う。
- 6. 行事に際しては、必要に応じて、実行委員会を組織することができる。
- 7. 選挙管理委員会（別に定める）

#### 第10条

各委員会は、次の役員をおき、任期はそれぞれ1年とする。

- ・委員長 1名
- ・副委員長 1~2名
- ・その他必要な役員

#### 第11条

部活動について

- 1. 部活動を運動部、文化部の2コースとし、希望により条件が整い各機関の承認が得られれば部として活動することができる。
- 2. 会員は、希望により部活動を行うことを原則とする。

### 第5章 会議

#### 第12条

生徒会活動について

- 1. 毎月1回、学校議会を開き、反省をし今年の生徒会活動の方針を定める。
- 2. 毎月1回以上学級会を開き、反省その他の話し合いをする。
- 3. 毎月1回、専門委員会を開いて話し合いをする。

#### 第13条 生徒総会について

生徒総会の議案は3分の2以上の承認を持って決議される。

### 第6章 会計

第14条 本会の会費は毎月50円とし、会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。また、曜日に関わらず、その月に1日でも在籍していた場合、その月の会費を集金する。ただし、転出などで在籍していない月がある場合は返金する。

第15条 本会の予算・決算は学校議会で審議し、生徒総会で議決する。

## 第7章 役員研修

第16条 本会のよりよい発展のために、役員研修期間をおく。

第17条 この期間によって、役員としての基礎的な仕事を研究する。

第18条 研修・研究について

1. 前年度の3ヶ月間を、新役員の研修期間とする。
2. 夏季役員研修会を持つ。
3. 生徒会及び会議の運営方法を研究する。
4. 各委員会の専門的仕事その他を研究する。

## 第8章 改正

第19条

この規約の改正は、学校議会が3分の2以上の賛成をもって総会に提案し、その承認を得なければならない。

第20条 本会の細則は、別に定める。

第21条

生徒心得は生徒会によって改正することができる。

## 第9章 施行

第22条 この規約の施行日は、総会の承認を得た日とする。